

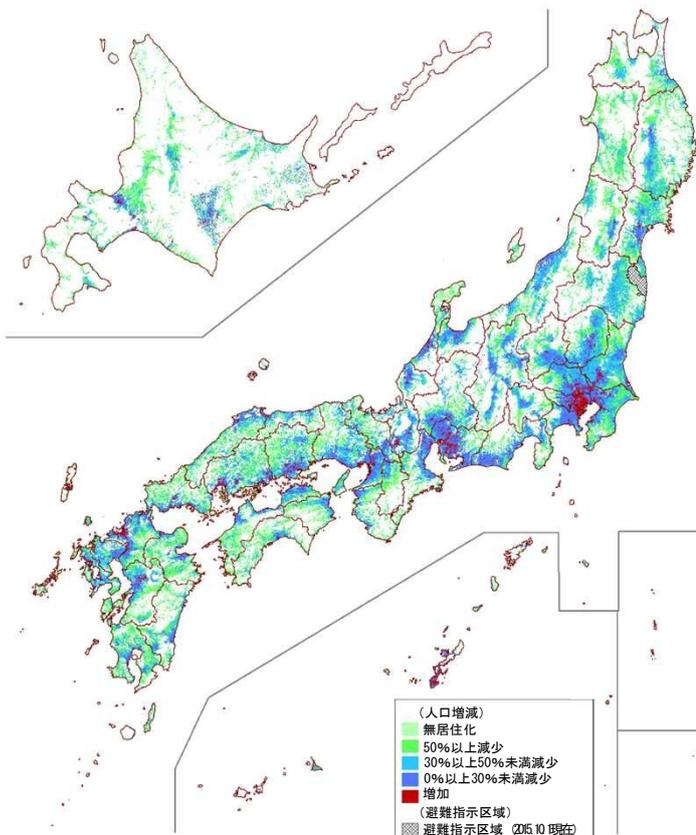
第六次国土利用計画(全国計画)

1 第六次国土利用計画(全国計画)策定について

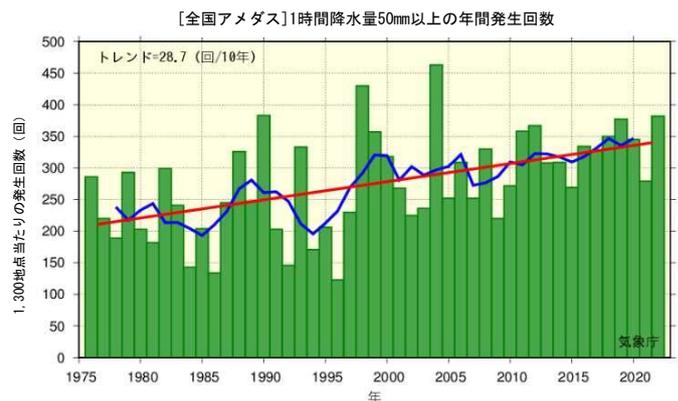
- 我が国では、2050年には、現在、人が居住している**地域の約2割が無居住化**するとされ、人口減少などを背景とした**国土の管理水準の悪化**が懸念されます。
- このほか、**大規模自然災害**に対する脆弱性や、**自然環境や景観等の悪化**も、国土利用をめぐる課題です。
- こうした課題を受け、令和5年7月、**国土の利用に関する基本的な方向を示す、第六次国土利用計画(全国計画)**が閣議決定されました。

【将来の人口減少状況】

2050年には有人メッシュの約2割が無居住化



【近年、雨の降り方が変化】



【生物多様性の変化】



写真提供: 豊岡市

出典)総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等をもとに国土交通省国土政策局作成。
 (備考)上図については、平成27年国勢調査時点(平成27年10月1日現在)における避難指示区域を黒塗り(斜線)で示している。

ここに注目 都道府県・市町村における国土利用計画

国土利用は、全国的な視野からの発想と同時に、**地域レベルからの発想を踏まえることが、実効性を確保するために重要です。**このため、**都道府県や市町村においても、国土利用計画を定めることができる(国土利用計画法第7条、第8条)**とされています。

【第六次国土利用計画の概要】

2 国土利用をめぐる課題

●国土利用の計画にあたっては、次の課題を考慮する必要があります。

1. 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退



植栽が繁茂した空き家
出典)国土交通省HP

荒廃した農地
出典)農林水産省HP



✓中心市街地の空洞化が進行。
所有者不明土地等の低未利用土地や
空き家等が増加

✓担い手減少による農地等の管理水準の
低下や荒廃農地の増加が懸念

2. 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応



写真提供:宮古市

✓気候変動の影響により、風水害の
激甚化・頻発化が懸念

✓巨大地震や津波による広域にわたる
甚大な被害が発生する可能性

3. 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応



出典:環境省HP

✓良好な自然環境の喪失・劣化、
生物多様性の損失

✓2050年カーボンニュートラルや
30by30目標といった国際公約の実現に
向けた取組が重要

30by30目標とは

2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

3 国土利用の基本方針

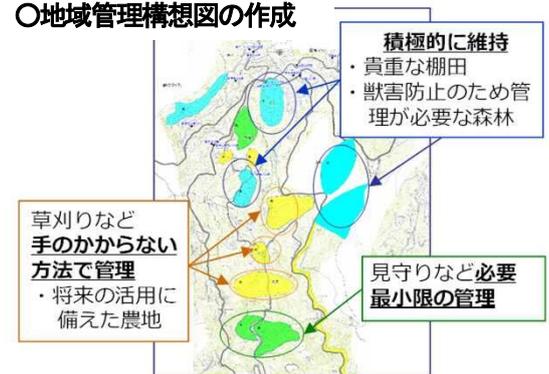
- 国土をめぐる課題を踏まえ、「**持続可能で自然と共生した国土利用・管理**」の実現に向けて、次の基本方針を掲げています。

基本方針① 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- 低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要です。

- ・土地の利用・管理手法を定める**地域管理構想の全国展開**
- ・所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- ・荒廃農地の発生防止、利用
- ・地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- ・重要土地等調査法に基づく調査等 等

○地域管理構想図の作成



ここに注目 国土の管理構想

優先的に維持したい土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入など、**管理方法の転換等**を図る「**国土の管理構想**」に基づく市町村管理構想や地域管理構想の取組を全国で進めます。

基本方針② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- **ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要です。**

- ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する**流域治水の推進**
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- ・水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- ・事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 等



ここに注目 流域治水

流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「**流域治水**」を推進します。また、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導します。

基本方針③ 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- 健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要です。

- ・保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による
広域的な生態系ネットワークの形成
- ・グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導 等

○広域的な生態系ネットワークの形成



ここに注目 広域的な生態系ネットワークの形成

優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成します。

基本方針④ 国土利用・管理DX

- 人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要です。

基本方針⑤ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- 地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要です。

4 区分ごとの規模の目標

○国土の利用区分ごとの規模の目標

	令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)
農地	437	414 [※]
森林	2,503	2,510
原野等	31	31
水面・河川・水路	135	135
道	142	147
住宅	197	198
住宅地	120	119
工業用地	16	17
その他の宅地	61	61
その他	334	344
合計	3,780	3,780

- 本計画では、農地、森林、宅地等の利用区分ごとに、規模の目標を定めています。
- このうち、住宅地の面積目標については、今回初めて面積目標を減少させています。



国土交通省

発行 国土交通省国土政策局総合計画課 国土管理企画室
詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください

令和5年11月現在

国土利用計画

検索

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）における令和2年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しに変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。